

遠隔点呼(IT点呼)場所拡大に向けた 進め方について

令和4年度 第1回「運行管理高度化検討会」

- 令和3年度 第4回運行管理高度化検討会において、IT点呼及び遠隔点呼拡大に向けたニーズ調査を実施

(IT点呼及び遠隔点呼拡大へのニーズ(※アンケート、パブコメ、国交省への直接の要望))

- 営業所、車庫以外の場所(待合所等)で、運転者が遠隔点呼を受ける
- 宿泊運行や中間点呼において、運転者が遠隔点呼を受ける



- 要望が寄せられている中から、まずは被実施側の拡大対象として営業所、車庫以外の場所である「待合所」、「宿泊地」における遠隔点呼を検討する。

- 令和4年度 第1回運行管理高度化検討会においては、基本的な考え方を整理。

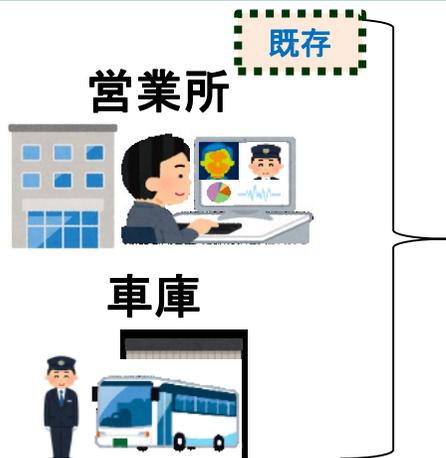
- 現在の営業所、車庫での遠隔点呼実施要件を基礎として、拡大対象箇所ごとに追加や変更が必要な項目を確認し、要件化を進める。

(今後の検討方法)

- ・第2回検討会において、実証実験内容(課題整理→評価項目決定、事業者、実施場所)を提案。
- ・10月以降(予定)、遠隔点呼対象拡大に向けた実証実験を計画。
- ・第3回検討会において中間報告、第4回検討会において中間とりまとめ予定。

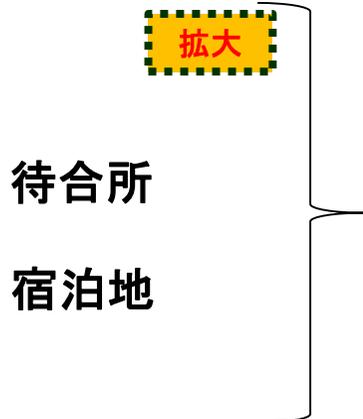
基本的な考え方

拡大対象とする箇所には、現在認められている営業所、車庫に類する能力を持たせることが必要ではないか。



(営業所、車庫において有する能力(旅客の例))

- ・駐車場(規定なし)
- ・点呼機器(旅客規則第24条)
- ・運行管理者(道路運送法第23条第1項)
- ・休憩施設、睡眠・仮眠施設(旅客規則第21条第2項)
- ・アルコール検知器(旅客規則第24条第3項)



拡大ニーズのある待合所、宿泊地において持つべき能力は...



○要検討事項

- ・事業者に求められる要件(施設要件、設備要件等)
- ・事業者側での体制整備、遵守事項はどのように設定すべきか。

...etc

論点

- 基本的な考え方は対象拡大を検討していく上で適切であるか
- 営業所・車庫以外で遠隔点呼を実施する際に、被実施側が備えるべき要件は何か
- 遠隔点呼の今年度の拡大対象(被実施側)については、「待合所」「宿泊地」で検討を行っていく方針で問題ないか